

# 2026-2027

■本日のロータリーソング

## 我等の生業

### WEEKLY BULLETIN

9月10日(木) 第9号  
第3172回 例会

札幌東ロータリークラブ TODAY'S PROGRAM

**なぜ、指示しても人は動かないのか？  
～組織を動かす「非認知能力」を25分で体感～**

(株)オフィスエルアール 代表取締役 谷津かおり 氏



## それって節税?脱税?危険な状態になってませんか?

みんなの合同会社代表社員、元札幌国税局調査官 阿部卓磨 氏

私は、大学卒業後、国税庁・国税局・税務署に約10年間勤務し、その後、みんなの合同会社を設立し、認可保育園を起業・経営しています。また、リーパル会計事務所の副代表も務めています。

私が国税に就職した理由は、私が不正加担をした経験があるからです。正確には、知らない間に不正加担をさせられていたということになります。私が高校生のときに、母の勤務する会社に税務調査が入りました。母の年収300万円について、母・私・姉の3人に分散支給し、所得税や社会保険を免れていました。調査で全てを把握され、母は今まで見たことないぐらい精神的に追い詰められていました。それを見て、「公務員でこんなに張り合いのある仕事をしている人がいるのか」と興味を持ちました。当時高校生でしたが、家族の生活など大丈夫かなと心配になったことを鮮明に覚えています。

私が調査をしてきた経験の中でも、税務調査で脱税を把握され、人生転落した人をたくさん見えています。実質横領の事案では、代表者は減給、横領した本人は実質的に解雇になり、怒り狂って傷害事件を犯し逮捕された場合もありました。また、法人税・消費税・源泉所得税の本税に加え、加算税・延滞税を7期に遡って課税されることもあり、納税できずに生活が一気に転落した人も多く見てきました。税金をごまかしたいという気持ちは誰しも脳裏によぎると思いますが、リスクが高く、予見可能性を下げることは、現実的にも賢い選択とは思えません。

贈答品についてです、自分で使う高級時計を会社の経費に落とせないかと脳裏をよぎったことは無いでしょうか。領収書に贈答品と書いてもらえば経費になるのではないかと。贈答品と書いた領収書を交際費等の経費に落とした場合、本当に贈答したものであれば何も問題はないのですが、重要なのは実態がどうなっているかということであり、私物を買った際の領収書

の但し書きを贈答品と記載するよう店舗に依頼をし、それが税務調査の際の争点になった場合、調査官としては、疑わしい取引は相手方に対して反面調査に向かうことになります。そこで細かく調べて但し書きが偽装されているものと発覚した場合は重加算税の対象になってしまいます。時計については経営者が公の場で着用する際、最低限恥ずかしくないものを用いることで業務に関連するという経営者側の見解もありますので、必ずしも経費にならないということではありません。あくまで、実態とは違うよう偽装して但し書きを記載すると、重加算税の対象になるということをご理解ください。

今期利益が出て、今期の経費にしたいということで、取引先に「今期の日付で請求書発行して」と依頼しようと思ったことはないでしょうか。これも重加算税の対象(≒脱税)になり得ます。今期の経費になるかどうかは、納品日が今期中であるかどうかです。納品が来期にもかかわらず、取引先に今期の日付で請求書を作成させれば、それは通謀による虚偽記載として重加算税の対象になります。結局大切なのは、利益予測をたてられる程度にしっかり数字の管理をして、計画的に今期中に納品されるように発注することだと思います。節税目的を兼ねていても、今期中に納品になったものを今期の経費にするのは正当です。

経営者の仕事は、利益を上げることだと思います。その手段の一つが節税だと思います。脱税や過度な節税は、利益を上げるどころか、資金繰りを不安定にさせる行為です。私は、適度な節税、資産形成に加え、余力資金は事業拡大に向けるべきと考えています。成功すれば莫大な利益を生みますし、うまくいかなければ結果的に節税につながります。マーケティング戦略をしっかり立て、余裕資金でアップセルや新事業に取り組むことで、世の中や職員の待遇改善に寄与していけるよう、自分自身が実践していきたいと考えています。

持続可能なインパクトを生み出そう

2026-2027 年度 国際ロータリー会長のメッセージ

国際ロータリー会長:オンラインカ・ハキム・ババロラ

THE ROTARY CLUB OF SAPPORO-EAST WEEKLY BULLETIN

第2510地区

Rotary

札幌東ロータリークラブ

